

平川市学校 I C T環境整備事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

平川市教育委員会

## I プロポーザル実施概要

### 1. 実施目的

本業務は、平川市内の小・中学校における一人一台端末環境を実現させるために必要な校内通信ネットワークの整備を通じて、ICTを活用した公正で個別最適化された学びを持続的に実現させることとし、文部科学省が示す「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、情報セキュリティ対策を強化することを目的とする。

そこで、校内通信ネットワークシステムの構築及び運用保守に関する発想力と応用力、高い技術力等の適切な業務遂行能力を有すると推察される事業者による業務提案を提出していただきたく、公募型プロポーザルを実施することとする。

## II 業務概要

### 1. 業務名称

平川市学校ICT環境整備事業委託業務

### 2. 業務内容

事業者は本市との連絡を密にし、下記の業務を行うものとする。実施にあつては、最優秀提案者の提案に基づいて作成された仕様書に基づき最終的には担当職員の確認および指示をうけたうえで行うこととする。

なお、別添「要求水準」に記述がない事項については、本市への確認を必要とする。

業務内容	範囲
校内通信ネットワーク環境の設計及び整備 (設置)	平川市内の小・中学校 ※別表整備小・中学校一覧参照
サービス提供に係るシステムの初期設定※	同上

※本番運用前の試験運用を含む。

### 3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### 4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金）まで

### 5. 提案限度価格

限度額150,172,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※校内通信ネットワークの保守及び運用に要する費用は上記金額には含まない。

### Ⅲ 参加資格・条件

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下すべての要件を満たした者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- ② 本市の令和2年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- ③ 参加資格確認書提出の日から業務提案書提出の日までの期間において、本市の指名停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続きの申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申し立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）をしていない者、又は申し立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てをされなかったものとみなす。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていないものであること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てがされなかった者とみなす。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員・代理人・支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- ⑧ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者。
- ⑨ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ⑩ 過去3年間において、地方公共団体が発注したネットワーク構築業務（無線環境を含む）の元請としての受注実績があること。

### Ⅳ 手続き等

## 1. 公募型プロポーザル日程

項 目	日 程
告示	令和2年6月30日(火)
参加資格確認書の提出期間	令和2年7月 1日(水) ～7月 9日(木)
現地調査実施(※希望があれば)	令和2年7月 3日(金) ～7月 7日(火)
実施説明書及び要求水準に関する質問 受付期間	令和2年7月 1日(水) ～7月 7日(火)
実施説明書及び要求水準に関する質問 回答日	令和2年7月 8日(水)
業務提案書に関する質問受付期間	令和2年7月 9日(木) ～7月14日(火)
業務提案書の受付期間	令和2年7月 9日(木) ～7月17日(金)
業務提案書に関する質問回答	令和2年7月15日(水)
プロポーザル審査会による審査及び 第2回選定委員会	令和2年7月22日(水)
市長決裁	令和2年7月27日(月)
最優秀提案者の決定及び審査結果通知	令和2年7月28日(火)
契約の締結	令和2年7月29日(水)

※ 上記日程は変更する可能性がある。

※ 変更する場合には変更後の日程をプロポーザル参加者全員に通知する。

## 2. プロポーザル実施事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

- (1) 担当課 平川市教育委員会学校教育課学校管理係
- (2) 担当者 主事 倉光 伸(くらみつ しん)
- (3) 住 所 〒036-0242 青森県平川市猿賀南田15番地1
- (4) 連絡先 TEL : 0172-44-1111 (内線2265)  
FAX : 0172-57-3323

E-mail : [shin\\_kuramitsu@city.hirakawa.lg.jp](mailto:shin_kuramitsu@city.hirakawa.lg.jp)

## 3. 実施説明書及び要求水準に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出方法 電子メールで提出すること

- (2) 提出先 2. プロポーザル実施事務局とする。
- (3) 提出書類 第1号様式 質問書
- (4) 受付期間 令和2年7月1日(水)午前9時から7月7日(火)午後5時まで
- (5) 回 答 令和2年7月8日(水)に平川市ホームページに掲載する。

#### 4. 参加資格申請書の提出

- (1) 提出方法 持参又は郵送で提出すること
- (2) 提出先 2. プロポーザル実施事務局とする。
- (3) 提出書類 第2号様式 参加資格申請書  
第3号様式 会社概要等  
第4号様式 企業の元請実績
- (4) 提出期限 令和2年7月9日(木)午後5時
- (5) 提出部数 各1部

#### 5. 業務提案書に関する質問受付期間

- (1) 提出方法 電子メールで提出すること
- (2) 提出先 2. プロポーザル実施事務局とする。
- (3) 提出書類 第1号様式 質問書
- (4) 受付期間 令和2年7月9日(木)午前9時から7月14日(火)午後5時まで
- (5) 回 答 令和2年7月15日(水)に参加者全員にメールで回答する。

#### 6. 業務提案書の提出

- (1) 提出方法 持参又は郵送で提出すること
- (2) 提出先 2. プロポーザル実施事務局とする。
- (3) 提出書類 第5号様式 業務提案書(表紙)  
任意様式 業務の実施方針  
任意様式 評価テーマに関する提案  
第6号様式 見積書
- (4) 提出期限 令和2年7月17日(金)午後5時まで
- (5) 提出部数 各9部

#### 7. 参加の辞退

本プロポーザルに関して参加資格申請書を提出した者については、業務提案書の提出期限前であればプロポーザルへの参加を辞退することができる。

- (1) 提出書類 第7号様式 プロポーザル参加辞退届
- (2) 受付期間 参加資格申請書提出日から令和2年7月17日(金)午後5時まで

## V 参加資格申請書及び業務提案書の作成等

### 1. 共通事項

#### (1) 書類作成及び提出に関する費用

参加資格申請書や業務提案書等、本プロポーザルへの参加及び提案に要する費用は、参加者の負担とする。

#### (2) 業務提案書のレイアウト

業務提案書に使用する文字フォントや文字色、イラストの配置等は参加者の自由とする。

#### (3) 書類編さん順番

提出する書類については、すべての資料を様式番号順（「業務の実施方針」、「評価テーマに関する提案」の任意様式に関しては第5号様式と第6号様式の間とする。）にまとめ、各ページ下部に通し番号を付すこと。なお、書類はファイリングもしくは左上をステープラ（ホチキス）留め等すること。

### 2. 各様式に関する事項

#### (1) 会社概要等<第3号様式>

- 提案する事業者について作成すること。
- この様式に関する事項が網羅されている会社概要等が記載されているパンフレットがある場合には、これに代えて提出しても差し支えない。

#### (2) 企業の元請実績<第4号様式>

- 本業務に関する元請実績を確認するため必要な事項を記載すること。

#### (3) 業務の実施方針<任意様式>

- 業務の目的、スケジュール、実施体制について記載し、該当資料の各ページ上部に「業務の実施方針」と記述すること。
- 評価のポイントについては以下のとおりである。

評価項目	評価のポイント
業務内容理解度	●業務目的、業務内容の理解
スケジュール	●期限までに成果品を確実に完了するための詳細なスケジュール
構築時の実施体制	●業務内容や作業スケジュールに応じた具体的な体制

#### (4) 評価テーマに関する提案<任意様式>

- 各評価テーマに関する提案を記載すること。該当資料の各ページ上部にはそれぞれのテーマごとの評価項目名を記述すること。  
(例：「評価テーマ①校内通信ネットワーク環境整備」)
- 必須提案事項及び評価のポイントについては次のとおりである。

評価項目	必要提案事項	評価のポイント
評価テーマ① 校内通信ネットワーク環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●システム構成</li> <li>●セキュリティ対策</li> <li>●障害発生に対する未然の防止策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●システム構成の実現性</li> <li>●機密性、利用者の安全性</li> <li>●機器、システムの耐久性</li> </ul>
評価テーマ② サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス内容・仕様</li> <li>●認証方法・手順</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス機能の充実</li> <li>●提案サービスの利便性</li> </ul>
評価テーマ③ 校内通信ネットワーク環境整備に係るサービスの独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可用性・拡張性・多様性</li> <li>●将来的な利活用イメージ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機器の冗長構成など</li> </ul>
評価テーマ④ 保守体制概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害発生時の体制</li> <li>●連絡体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害発生時の対応、窓口の明確化</li> </ul>

(5) 見積書<第6号様式>

- Ⅱ5にて業務量の目安として示している限度額を超えている場合は、受託業者として決定しない。
- 校内通信ネットワークの保守及び運用に要する費用に関しては、任意様式での提出とする。

## VI 審査、事業者の選定等

### 1. プレゼンテーション等

プレゼンテーション及び提案に係るヒアリングは、以下のとおり実施する。

- (1) 開催日 令和2年7月22日(水) ※予定
- (2) 開催場所 青森県平川市猿賀南田15番地1  
平川市役所尾上総合支所2階庁議室
- (3) 出席者 4名以内※事前準備等で協力する者はこの限りではない。
- (4) 内容
  - ①1事業者当たり提案書の説明35分以内、質疑応答10分以内、計45分以内(準備時間は含めない。)を予定する。なお、提案書は、1事業者につき1案とする。
  - ②説明は、先に提出した提案書等の記載内容を逸脱しないものとし、提案書の要点をまとめたものとする。ただし、ヒアリング時の追加資料の配布は認めない。
  - ③プレゼンテーションに必要な機器及び通信回線等は、提案者で用意すること。その際、スクリーンが必要な場合は、事前に連絡すること。  
なお、機材設置等に係る時間は、プレゼンテーションに含まない。

## 2. 事業者の選定

### (1) 選定委方法

プレゼンテーション後、選定委員会の委員が評価項目に基づき評価し、総合得点の最上位者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者と契約を締結しない場合は、次に得点の高かった事業者（優秀提案者）を交渉権者とする。最上位者が複数の場合は、審査基準に基づき、選定委員会で最優秀提案者、優秀提案者を決定する。

### (2) 評価項目

評価項目及び評価基準は、下記のとおりとする。

なお、評価項目の詳細については、審査の公平性を保つため非公開とする。

評価項目	評価基準
評価テーマ	評価テーマ①
	評価テーマ②
	評価テーマ③
	評価テーマ④
プレゼンテーション	取組意欲
	協調性
	信頼性
	資料作成能力
事業費	導入費用
	維持管理費用

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての提案者に対して書面で通知する。

### (4) その他

選定委員会及び審査基準は、非公開とする。

## 3. 契約の締結

最優秀提案者に選定された者と、本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし業務仕様及び契約の詳細を協議のうえ、最優秀提案者に選定された者が仕様書を作成し本市財務規則に基づき契約を締結する。

なお、最優秀提案者に選定された者が契約を辞退した場合、詳細な協議が整わなかった場合又は失格に該当することが判明した場合は、優秀提案者と同様の手続きを行うものとする。

提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約締結時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、交渉権者との協議により契約締結時に項目を追加し、変更し又は削除することがある。また、これにより限度価格を超えない範囲で、契約内容及



び契約額等の調整を行うことがある。

## Ⅶ 留意事項

### 1. 提出された業務提案書の取扱い

提出された業務提案書については返却しない。なお、業務提案書等は、本委託受託者選考以外の用途で提案者に無断で利用しないものとする。

ただし、平川市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、当該条例の規定に基づいて開示する場合がある。

### 2. 提出された業務提案書の著作権

提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属するが、契約締結する者が提出した書類の著作権は、契約締結時点で平川市に帰属するものとする。

### 3. 保護されている第三者の権利等

業務提案書において、特許権、実用新案権、意匠権並びに商標権及び法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとした場合は、原則として参加者がそれらに対する責任を負うこと。

### 4. 提案時に平川市が提供する書類の取扱い

平川市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### 5. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 期限までに書類が提出されない場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本実施説明書に違反する行為が認められる場合
- ④ 職員等に対して、プロポーザルを理由としたヒアリングを行った場合

### 6. その他

本事業は、文部科学省の補助金を活用した事業であるため、契約履行期間中及び契約履行後においても、補助金に関する報告書類等の作成及び会計検査院からの指摘事項等に関する本市からの協力依頼に可能な限り対応すること。

## ○整備学校および教室について

※無線アクセスポイントは、以下に基づき設置すること。

№	整備学校	住所	普通教室（特別支援教室等含む）	特別教室	合計
1	金田小学校	平川市南田中北原 120 番地 1	14	8	22
2	猿賀小学校	平川市猿賀明堂 136 番地 2	8	6	14
3	柏木小学校	平川市柏木町柳田 8 番地 2	8	6	14
4	大坊小学校	平川市岩館下り松 72 番地 2	8	3	11
5	小和森小学校	平川市大光寺二村井 166 番地	14	6	20
6	松崎小学校	平川市館山上亀岡 5 番地 1	7	6	13
7	竹館小学校	平川市沖館永田 34 番地 3	9	6	15
8	平賀東小学校	平川市尾崎川合 69 番地	12	6	18
9	尾上中学校	平川市中佐渡南田 49 番地	11	9	20
10	平賀西中学校	平川市大光寺白山 13 番地 2	11	11	22
11	平賀東中学校	平川市新館後野 104 番地 1	11	10	21
12	碓ヶ関中学校	平川市碓ヶ関三笠山 100 番地 2	4	9	13
合計			117	86	203

※整備箇所の詳細については、別紙「参考資料：平面図」を参照すること。